

業務指示書

ブラジル国統合自然災害リスク管理国家戦略強化プロジェクト（調査フェーズ）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年12月11日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年12月16日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：防災（リスク評価、都市計画、早期警報、土砂災害）に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括）】（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：土砂災害に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ブラジル及び全途上国での業務の経験）
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 リスク評価・マッピング】

- 1) 類似業務の経験：リスク評価・マッピングに係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ブラジル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 早期警報発令、リスク情報発信】

- 1) 類似業務の経験：早期警報発令、リスク情報発信に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域 評価せず
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年12月20日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BRL1 = 43.985 円 , US\$1 = 102.19 円 , EUR1 = 138.88 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。) ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事 予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/土砂災害

リスク評価・マッピング

早期警報発令、リスク情報発信

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.85 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年1月10日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(i)契約交渉

(ii)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(7)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(i)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(i)契約交渉

(ii)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(7)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表
ブラジル国統合自然災害リスク管理国家戦略強化プロジェクト（調査フェーズ）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	9.00	
(3) 要員計画等の妥当性	11.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括ノ土砂災害	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制		6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： リスク評価・マッピング	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	11.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 早期警報発令、リスク情報発信	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	11.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的、内容に関する事項

1. 業務の背景

ブラジル連邦共和国（以下、「ブラジル」）は、面積約 851 万 km²、人口約 195 百万人、一人あたり GNI 約 10,720 米ドル（世界銀行 2011 年）であり、1950 年代から急激に都市化が加速している。これまで、人口の大半が集中する都市部においても洪水、フラッシュフラッド、斜面崩壊、土石流、地すべりが発生していたが、近年は急激な発展に伴い不正土地利用による災害危険地域への居住や、危険地域への都市拡張が進んでおり、自然災害による被害が拡大している。2011 年 1 月には、リオデジャネイロ州で豪雨による土砂災害とフラッシュフラッドが発生し、行方不明者約 400 名、死者は 800 名を超え、約 2 万人が家を失うというブラジル史上最大の災害が発生した。

このような災害リスクを高めている要因は、気候変動等に起因する自然現象の変化だけではなく、都市開発の人為的圧力による都市拡張に伴う災害リスクの高い危険地域への居住の増加、防災インフラ（斜面崩落防止、砂防ダム等の砂防施設、河川の改修等の洪水対策施設）整備の遅れ、降雨観測システム及び予警報発令システムの未発達等にある。また、これまで、災害発生後の対応に重点を置き、災害を軽減するための防災対策が行われてこなかったことも災害リスクを高めている一因となっている。

かかる背景のもと、ブラジル政府は、上述のリオデジャネイロ州での土砂災害を契機に、国家開発計画に位置付けられる多年度計画（PPA 2012-2015）に 65 の課題別プログラムの一つとして初めて防災の視点を組み入れた「災害リスク管理・対応プログラム」を策定した。

ブラジル政府は、同プログラムに基づく防災体制強化のため、降雨予測と観測の強化を目的として 2011 年 12 月に科学技術革新省に国家自然災害モニタリング・警報センター（以下、「CEMADEN」）を設立し、また、災害リスク評価、災害対応を目的として 2012 年 8 月には国家統合省に全国災害リスク管理センター（以下、「CENAD」）を創設し、国家統合省は 2013 年までに 286 市、2014 年までに 821 市の災害リスクマップを作成することとなった。

しかしながら、ブラジル政府は、同プログラムを実施するにあたり、特に、①都市計画・管理分野、②シビル・ディフェンス分野（災害リスク評価・マッピング、災害対応・避難計画）、③防災科学技術分野（自然災害監視・予測・警報）の 3 分野に係る知見・技術・経験が不足していると認識していることから、当該 3 分野を対象とした技術協力「統合自然災害リスク管理国家戦略強化プロジェクト」（以下、プロジェクト）を我が国に要請した。

2013 年 6 月に R/D を締結、2013 年 8 月にプロジェクトを開始し、8 月及び 9 月に計 3 名の専門家を派遣した。専門家は下記 2. にあるプロジェクト目標達成及び成果達成のため、活動を実施しているが、ブラジルにおける防災体制や災害種区分、発生している災害等の情報が不足していることから、本契約によりプロジェクト活動の一環として、これらの情報整備を行うこととした。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

(和) 統合自然災害リスク管理国家戦略強化プロジェクト

(英) Project for Strengthening National Strategy of Integrated Natural Disaster Risk Management

(2) 上位目標：

リスク評価に基づく非構造物対策により、土砂災害リスクが軽減される。

(3) プロジェクト目標：

リスク評価・リスクマップに基づき、都市計画案の作成、災害予警報体制及び災害観測・予測システムが構築される。

(4) 期待される成果：

- ・ 成果 1. 土砂災害のハザード特定、脆弱性分析、リスク評価・マッピングを含むリスク評価能力が向上する。
- ・ 成果 2. 土砂災害のリスク評価を踏まえた都市拡張計画及び災害予防・復旧・復興策計画策定と実施の能力が向上する。
- ・ 成果 3. 早期警報発令、リスク情報発信及び災害データ収集のプロトコル（注：手順）を改善する。
- ・ 成果 4. 土砂災害軽減のための監視、予報システム（注：警報も含む「予警報システム」を意味する）が改善される。

(5) 活動の概要

- ・ 活動 1-1.土砂災害に関する既存のリスク管理の方法論、体制、手続きをレビューする。
- ・ 活動 1-2.土砂災害のリスク管理について共通認識を形成する。
- ・ 活動 1-3.関係省庁とのワークショップを通じて、リスク評価の方法論や手続きを開発する。
- ・ 活動 1-4.災害リスクを考慮した都市拡張計画、災害リスク地域の予防・復旧・復興計画、早期警報発令に活用される各リスク評価マニュアル（案）を作成する。
- ・ 活動 1-5.パイロット事業（活動 2-4.及び 3-4.）の経験に基づき、各リスク評価マニュアルを改善・改訂する。
- ・ 活動 2-1.災害リスク低減の主流化を見据えた都市拡張計画、予防・復旧・復興計画にかかるセミナーを開催する。
- ・ 活動 2-2.パイロット事業サイトのリスク評価のための制度的システムを確立する。
- ・ 活動 2-3.災害リスクを考慮した都市拡張計画、災害リスク地域の予防・復旧・復興計画の策定を通じて、リスク評価とリスク低減のためのパイロット事業計画を策定する。
- ・ 活動 2-4.リスク評価マニュアル（案）に従い、パイロット事業対象市のリスク評価を実施する。
- ・ 活動 2-5.リスク評価マニュアル（案）に従い、災害リスクを考慮した都市拡張計画、災害リスク地域の予防・復旧・復興計画を策定するパイロット事業対象市の職員を支援する。
- ・ 活動 2-6.リスク評価マニュアル（案）の普及資料を作成して普及活動を行う。
- ・ 活動 2-7.災害対応のための市レベルでの緊急時対応計画にかかる知見を交換する。
- ・ 活動 3-1.早期警報発令とリスク情報発信及び災害データ収集の方法論や手続きを調査する。（1-1 に重複する部分は除く）
- ・ 活動 3-2.早期警報発令とリスク情報発信及び災害データ収集の方法論や手続きに関するワークショップを開催する。
- ・ 活動 3-3.パイロット事業対象市の早期警報発令とリスク情報発信及び災害データ収集の方法論や手続きのための制度を確立する。
- ・ 活動 3-4.パイロット事業の経験に基づき、早期警報発令とリスク情報発信及び災害データ収集の方法論や手続きを改善・改訂する。
- ・ 活動 4-1.1-1 及び 3-1 の調査結果に基づき、土砂災害の監視、予報システムにおける関係機関の役割分担を明確にする。
- ・ 活動 4-2.ブラジルの土砂災害の状況に応じた監視、予報にかかる経験・技術を提

供する。

- ・ 活動 4-3.土砂災害軽減のための監視、予報システムの改善優先分野を特定する。
- ・ 活動 4-4.特定された優先分野の改善・革新のための研究開発、システム改善計画を作成する。
- ・ 活動 4-5.パイロット事業サイトで災害の監視、予報を実践する。
- ・ 活動 4-6.パイロット事業サイトの経験に基づき、研究開発、システム改善計画を確立する。
- ・ 活動 4-7.実施機関・関係機関の職員のため、研究開発、システム改善計画にかかる研修やワークショップを開催する。

(6) 関係機関

- ・ 国家統合省 (Ministry of National Integration : MI) 国家災害リスク管理センター (Director of the Risk and Disaster Management National Centre : CENAD)
- ・ 科学技術革新省 (Ministry of Science, Technology and Innovation : MCTI) 国家自然災害モニタリング・警報センター (National Centre for Monitoring and Warnings of Natural Disasters : CEMADEN)
- ・ 都市省 (Ministry of Cities : MCidades)

3. 業務の目的

プロジェクトでは、長期専門家が政策面からの指導を行うと共に、コンサルタントが中心となって次の4フェーズに分けて活動を行う予定。

【調査フェーズ】(2014年1月から8月)

基礎情報の収集・分析を行い、策定が必要なマニュアル・技術指針を特定する。

【防災計画・マニュアル策定フェーズ】(2014年後半から2015年初旬予定)

各種マニュアル・技術指針案を作成。

【パイロット事業実施/マニュアル改善フェーズ】(2015年初旬から2016年末予定)

パイロット地域において、リスク評価、都市拡張計画及び災害リスク地域の予防・復旧・復興計画の策定、早期警報発令とリスク情報発信及び災害データ収集の方法論や手続きの改善・改訂、災害の監視・予報を実施。

【まとめ/提言フェーズ】(2017年初旬から7月まで)

プロジェクトの成果を提言として取りまとめる。

本業務は、このうち「調査フェーズ」の活動として、2014年後半以降のプロジェクト活動に必要な情報の収集・分析のため、以下を行うことを目的とする。

- (1) プロジェクトでリスク評価、予警報システムを確立するにあたり、自然災害、法令、担当機関、現在のリスク管理手法の把握が必要であることから、現状及び課題の分析を行う。
- (2) 「防災計画・マニュアル策定フェーズ」でマニュアル・技術指針案を作成し、「パイロット事業実施/マニュアル改善フェーズ」でパイロット地域での試行的に適用を行った上で、プロジェクト終了時まで最終版を策定予定であることから、策定が必要なマニュアル・技術指針の種類を特定し、マニュアル・技術指針に含むべき内容、策定スケジュール、策定体制・担当機関の案を作成する。
- (3) 「パイロット事業実施/マニュアル改善フェーズ」では、パイロット地域において、「防災計画・マニュアル策定フェーズ」で策定したマニュアル・技術指針案に基づき、リスク評価、都市拡張計画及び災害リスク地域の予防・復旧・復興計画の策定、早期警報発令とリスク情報発信及び災害データ収集の方法論や手続きの改善・改訂、災害の監視・予報を実施予定であることから、パイロット

地域の現状を取りまとめる。

- (4) ブラジル側関係者のリスク評価、都市計画策定、予警報発令プロトコル、災害モニタリングに関する能力向上のため、ワークショップ及び国別研修を行う。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 既存調査等の情報の活用

業務実施に当たり、2013年に実施した「ブラジル国防災分野システムインフラ調査」をはじめとした我が国及び他ドナーの既存の調査及び支援の報告書を参照すること。特に、開発調査「イタジャイ河流域治水計画調査」(1986-1988年、1988-1990年)、開発調査「クバトン地域海岸山脈災害防止復旧計画調査」(1989-1991年)を参照する。

(2) 業務の柔軟性の確保

業務の実施にあたっては、進捗状況及びブラジル側の協議の結果を反映して、柔軟に業務内容を変更することが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは進捗状況、ブラジル側の方針を把握し、必要に応じて、業務内容について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA はこれら提言を遅滞なく検討し、必要な処置を取る。

(3) 派遣中長期専門家との役割分担

本プロジェクトには、長期専門家として「チーフアドバイザー・防災政策」(2013年9月～)、「土砂災害管理」(2013年8月～)及び「業務調整」(2013年9月～)が都市省に配属されており、主にプロジェクトの統括、進捗監理、担当分野の指導、ブラジル政府との調整を行う。

本業務にあたっては、長期専門家と綿密に協議・調整を行うこと。

本業務に関連する事務(アポイントメント取り付けや連絡調整、会計等)はコンサルタントの責任で実施する。

(4) 短期専門家との役割分担

本プロジェクトでは、短期専門家を年数回にわたり、関係各省等から派遣することを計画している。同短期専門家は、長期専門家の活動を技術的な観点から補完するとともに、コンサルタントの業務内容について助言を与えることとなっている。

本業務にあたっては、短期専門家と必要な協議・調整を行う。

(5) パイロット事業の対象地域及び内容

パイロット事業の対象地域である「パイロット地域」は、リオデジャネイロ州ペトロポリス市及びノーバフリブルゴ市、サンタカタリーナ州ブルメナウ市となる。

同地域においては、「防災計画・マニュアル策定フェーズ」で作成する各種マニュアル・技術指針案に基づき、「パイロット事業実施/マニュアル改善フェーズ」でパイロット事業としてリスク評価、都市拡張計画及び災害リスク地域の予防・復旧・復興計画の策定、早期警報発令とリスク情報発信及び災害データ収集の方法論や手続きの改善・改訂、災害の監視・予報を実施予定。

パイロット事業の成果を反映して各種マニュアル・技術指針案を逐次改訂し、プロジェクト終了時までに最終版を策定し、ブラジル全国へ普及することとなっており、パイロット事業地域の職員がマニュアル・技術指針に基づいて、土砂災害のリスク評価、土砂災害のリスク評価を踏まえた都市拡張計画及び災害予防・復旧・復興計画策定、警報発令等のリスク情報発信及び災害データ収集、土砂災害軽減のための監視・予報を実施できるようになることを目標としていることから、関係機関の職員が中心とな

ってパイロット事業の計画策定、実施、評価を実施し、マニュアル・技術指針案に反映させる体制を構築することが必要。また、幅広く関係機関の関係者を巻き込み、技術を普及できる体制を構築すること。

(6) ブラジルにおける防災の実施体制及びデータの整備

ブラジルでは、上述のとおり多年度計画に「災害リスク管理・対応プログラム」が組み込まれ、CEMADEN 及び CENAD が設立され、法律上は明確に役割分担がなされているが、事実上のシステムやプロセスは明確に区別、認識されていないことが懸念される。さらに、2012 年 8 月に科学技術革新省令で災害種が区分されたが、ブラジルで発生している災害と合致するものであるとの確証がとれていない。

関係機関の役割分担の確認にあたっては、法律上の分担と事実上の分担を確認する必要がある。また、災害に関するデータ収集にあたっては、各データの定義を確認すること。

(7) 本業務以降のコンサルタント公示予定

「防災計画・マニュアル策定フェーズ」以降の活動について、2014 年度に別途コンサルタント公示を行う予定。

5. 業務の内容

本業務の内容は以下を想定している。コンサルタントは、国内作業及び現地作業について、効果的かつ効率的な作業工程・方法をプロポーザルで提案する。

(1) ワークプランの作成・協議

派遣中の長期専門家等からの情報収集などを通じ、プロジェクトの全体像及び進捗を把握し、本業務の基本方針・方法、業務工程計画などを作成し、ワークプラン案（和文）にまとめ、JICA 地球環境部に説明する。同プラン（ポルトガル語）を基にブラジル側関係者及び長期専門家、短期専門家と協議・意見交換を行い、全体像を関係者と共有する。

ブラジル側との協議を踏まえて修正したワークプランを最終版として取りまとめ、関係者と合意する。

なお、コンサルタントの取りまとめは契約終了時までのワークプランのみであり、契約終了後のワークプラン及びプロジェクト期間全体のワークプランは、業務調整専門家等が取りまとめる。

(2) 情報収集、現状分析、課題分析

マニュアル・技術指針策定及びパイロット事業実施のために必要な情報収集、現状分析及び課題分析を行う。

項目は次を想定しているが、他の項目が必要と判断される場合は、プロポーザルでその内容を提案すること。

1) 基礎データ

気象、地質等の基礎データについて、全国の概要を取りまとめた上で、パイロット地域（3 市）及びパイロット地域が属する 2 州（以後、「パイロット地域 2 州 3 市」とする）の現状分析を行う。全国の概要は数ページ程度の簡潔なもので構わない。

ア) 雨量：

国（科学技術革新省国立宇宙研究所気象予報・気候研究センター（CPTEC）、農務省気象庁（INMET）、CEMADEN 等）、州、市ごとの地上雨量計の数、位置、観測頻度（例：10 分、1 時間、日等）、観測開始

年、テレメータ化の有無、観測データの共有機関、アーカイブデータの保存期間等を調査する。

- ・ レーダー雨量計について、国、州、市ごとの設置数、位置、仕様、カバーエリア、設置年、観測データの共有機関、アーカイブデータの保存期間等を調査する。
- ・ データ入手のしやすさ、データ形式を確認する。
- イ) 地質：国（鉱山エネルギー省地質サービス局（CPRM）等）、州、市、大学等による地質図の作成状況、作成年、縮尺等を調査し、地質図（データ）を入手する。
- ウ) 地形：国、州、市等による地形図の作成状況、作成年、縮尺等を調査し、地形図（数値標高データ等）を入手する。
- エ) 衛星画像、航空写真：国、州、市等による衛星画像、航空写真の撮影状況、撮影年、縮尺等を調査し、データを入手する。

2) 災害データ及び収集体制

災害データについて、全国の概要を取りまとめた上で、パイロット地域2州3市の現状及び課題の分析を行う。全国の概要は数ページ程度の簡潔なもので構わない。

- ア) 水害、土砂災害等の災害データ収集・蓄積の主体（国、州、市）及び方法、実績（データベースの有無）をまとめる。
- イ) 災害発生位置、災害形態（水害、浸水、地すべり、土石流、がけ崩れ等）、災害発生年月日・時刻、被害（人的・物的）、土砂量（堆積範囲、堆積深）等について、過去5年程度を収集・整理する。
- ウ) 上記イ)の災害発生位置周辺の雨量データを収集・整理する。整理に当たっては、土砂災害発生までの連続雨量、時間最大雨量、72時間半減期の実行雨量など複数の降雨指標について整理する。なお、イ)及びウ)は、国・州・市からのデータだけでなく、EM-DAT（WHO等が設置した災害データベース）、国際学会（例：Second World Landslide Forum）等のデータ・論文も対象とする。
- エ) 水害、土砂災害等の特徴（現象の種類、被災状況、地域性等）と災害形態と災害シナリオを整理する。

3) 水害・土砂災害の防災及び緊急対応にかかる実施体制、法令、予算

水害・土砂災害に関する国、州、市におけるリスク管理の方法、体制、業務の流れ等について、以下の点を含めて現状及び課題を分析する。国の状況の概要を取りまとめた上で、パイロット地域2州3市の分析を行う。国の状況の概要は数ページ程度の簡潔なもので構わない。

- ア) 防災の基本法令、防災関連投資計画及び法令予算、事業制度（防災基本法、都市法、多年度計画等）
- イ) リスク管理に関わる連邦政府、州政府、市の責任機関や関係機関、所掌範囲、制度、事業計画、予算、実施体制
- ウ) 災害リスクを考慮した都市拡張計画（法令、技術指針、予算、実施体制等）
- エ) 土地利用規制（法令、技術指針、予算、実施体制、実績等）
- オ) 一般的な家屋の建築構造、耐力（法令、技術指針、実績等）
- カ) 斜面对策工、砂防堰堤、河川護岸等の防災施設（整備主体、法令、技術指針、予算、設置事例等）

4) リスク評価・リスクマッピング

CENAD は過去の土砂災害発生状況を基にリスク評価を行っているが、災害履歴情報が十分に蓄積されていないこと、地形図の年代や縮尺の粗さ等から、技術的に改善の余地があることが確認されている。リスク評価の体制の現状及び課題を分析する。

分析にあたっては、以下の点を含めること。また、ブラジル関係機関、長期専門家及び短期専門家との協議を行うこと。

- ア) 災害リスク地域の予防・復旧・復興計画にかかる法令、技術指針、予算、実施体制等。
- イ) 災害リスク評価にかかる法令、技術指針、予算、実施体制（国、州、市）、作成内容、進捗、土砂災害の危険区域の設定方法等。CENAD が取りまとめ中の災害リスクマップ作成の進捗。

5) 都市計画

パイロット地域の都市計画について、以下を含めて現状及び課題の分析を行う。

- ア) 各都市が都市計画を策定する際に参照している法律、ガイドライン、マニュアル・技術指針等、都市計画策定の根拠。
- イ) 災害ポテンシャルや災害リスクエリアの把握状況及び判断の妥当性。
- ウ) 作成済及び作成予定の都市計画、土地利用計画等。

6) 予警報発令

予警報発令について、以下を含めて現状及び課題の分析を行う。

- ア) 法律上の位置付け
- イ) 意思決定主体・体制、予警報の発令判断基準（閾値、根拠、その検討データ）。特に、CEMADEN と CENAD の所掌範囲、業務フロー、実施体制、役割分担、協力体制。
- ウ) 情報の内容、伝達方法（機材、経路、判断方法、判断主体）、所要時間、早期警報発令実績（回数、的中率等）
- エ) 予警報発令のモニタリング・評価
- オ) 州政府・市への情報発信実績（回数、的中率など）
- カ) リスク情報に基づくシビルディフェンス組織の活動状況
- キ) リスク情報発信後の州政府・市からの CENAD 等へのフィードバック実績
- ク) 管理主体ごとの雨量計（レーダー雨量計含む）の設置・管理手法、連携手法、利用手法
- ケ) 河川水位データ、地下水位データなどの設置・管理状況
- コ) CEMADEN、CENAD、農務省気象庁、科学技術革新省宇宙研究所、州政府、市等との役割分担

7) 土砂災害軽減のための災害モニタリング

CEMADEN を中心とした体制で土砂災害軽減のための災害モニタリングが実施されているところ、下記を含めて実施体制及びモニタリング内容の現状及び課題の分析を行う。

- ア) 実施体制、関係機関、予算、人員
- イ) モニタリングの現状、対象箇所、手法
- ウ) モニタリング技術の水準、システム

8) パイロット地域の組織体制、防災体制、都市拡張計画

パイロット事業を行う際の基礎資料として、パイロット地域の以下を確認する。
上記 1) ～7) に含まれている事項も改めて整理する。

- ア) 組織体制（防災に関する組織、定員、予算）、予防・復旧・復興計画の策定状況、予算規模、防災関係事業の実績、防災施設設計等マニュアル・技術指針の有無、防災施設
- イ) リスク情報の受信体制、CENAD、CEMADEN とパイロット地域及び州政府との関係。パイロット地域及び州で独自に予警報発令をしている場合は、その内容。
- ウ) 都市拡張計画を策定する地域及び予防・復旧・復興計画を策定する地域の特徴（災害状況、社会状況等）
- エ) 日本の市町村で、パイロット地域と類似の災害を有する地方自治体を抽出し、同地方自治体の地域防災計画等から、上記ア) ～イ) をパイロット地域と比較する。
- オ) 各パイロット地域において、土砂災害モニタリングが必要な個所を確認し、パイロット箇所として適切な複数個所を選定する。

(3) 策定が必要なマニュアル・技術指針の特定及び留意点の取りまとめ

「防災計画・マニュアル策定フェーズ」（2014 年後半から 2015 年初旬予定）でリスク評価、都市計画策定、予警報発令プロトコル、災害モニタリングの各分野のマニュアル・技術指針案を作成し、「パイロット事業実施/マニュアル改善フェーズ」（2015 年初旬から 2016 年末予定）でパイロット地域において試行的に適用した上で、プロジェクト終了時まで最終版を策定予定。

については、「防災計画・マニュアル策定フェーズ」で策定が必要なマニュアル・技術指針の種類を特定し、マニュアル・技術指針に含むべき内容、策定スケジュール、策定体制・担当機関の案を作成する。また、マニュアル・技術指針の策定にあたっての留意事項を取りまとめる。

(4) ワークショップの実施

リスク評価、都市計画策定、予警報発令プロトコル、災害モニタリングに関し、1 日程度のワークショップを各 2 回開催し、我が国や他数か国の取り組みを紹介して、世界の先進事例を関係者に把握させると共に、ワークショップでの議論を基にブラジル側が関心を有している取組、技術を取りまとめる。

ワークショップの具体的内容については、ブラジル側関係者、長期専門家及び短期専門家と協議の上で JICA 地球環境部に提案し、決定すること。

ワークショップの対象はプロジェクト関係者とし、参加者の日当の支払いは行わない。ワークショップ会場は先方機関の会議室を想定しており、会場借上げ費は計上しない。

(5) 国別研修の実施

下記の 2 回の本邦研修を実施する。我が国の土砂災害対策の現状を把握することを念頭に、実施機関のカウンターパートを中心に研修を実施する。

- 1) プロジェクトの主要メンバー及び主要都市の行政官などを対象とした 1～2 週間の研修を 2014 年 2 月後半に実施し、日本の防災事業を紹介し、防災体制の強化につなげる。想定人数は 15～20 名。研修素案は長期専門家が作成済。主な研修実施場所への内諾取り付けも長期専門家及び JICA で行う予定。
- 2) プロジェクトの実務者 5～10 名を対象とした 3～4 週間の研修を 2014 年 5 月から 8 月の間に実施する。研修内容は、業務開始後に長期専門家等と相談して決定する。

なお、実際に研修を企画、実施する際には、長期専門家、短期専門家と協議し、詳細を確定する。

国別研修の詳細は、「コンサルタント等契約における研修員受入等業務実施ガイドライン」（2012年4月）に従う。

6. 成果品等報告書

(1) 報告書

業務の各段階において作成する報告書等は以下の通り。本業務の成果品は業務完了報告書とし、活動によって作成された資料を添付する。

報告書名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結 10 日以内	和文 3 部
Work Plan	2014 年 2 月	ポルトガル語 10 部
業務進捗報告書	2014 年 4 月	和文 10 部 ポルトガル語 10 部
業務完了報告書	2014 年 8 月	和文 10 部 ポルトガル語 10 部

各報告書の記載項目(案)は以下の通り。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICA 地球環境部とコンサルタントで協議、確定する。

- 1) 業務計画書及び Work Plan 記載項目
 - ・ 業務の概要(背景、経緯、目的)
 - ・ 基本方針
 - ・ 具体的な業務内容及びスケジュール
 - ・ 実施体制
 - ・ 要員計画
- 2) 業務完了報告書
 - ・ 業務行程
 - ・ 業務結果

報告書作成にあたっては、以下に留意する。

- 1) 内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じて図や表を活用する。また、ポルトガル語版の作成にあたっては、ネイティブスピーカー等によるチェックを十分行う。報告書で使用する情報及びデータは出典を明記する。また、用いた通貨換算率と適応年月日及び略語表を目次の後に記載する。
- 2) 業務完了報告書は製本し、その他の報告書等は簡易製本する。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様は「コンサルタント等契約における報告書等の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。
- 3) 報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施す。
- 4) 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICAが必要と認め提出を求めたものについて提出する。
- 5) 本業務の最終報告書は原則として公開予定であるが、非公開とすべき情報を含む場合は、JICAとの協議のもと、対象となる情報が非公開となる理由について明確にしたうえで当該部分を非公開情報として取り扱う。

- 6) 再委託契約によって実施した業務は、業務完了報告書提出時に現地再委託業務報告書を提出する。

(2) 成果品

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。提出にあたっては、業務完了報告書に添付して提出すること。

- 1) 情報収集、現状分析、課題分析結果
- 2) マニュアル・技術指針作成案
- 3) ワークショップ実施結果
- 4) 国別研修実施結果
- 5) 再委託契約の成果品（実施した場合）

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

2014年1月または2月上旬に業務を開始することを想定する。業務進捗報告書を4月末までに提出し、業務完了報告書を8月末までに提出する。

2. 業務量の目途及び業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

約29MM

(2) 業務従事者の構成(案)

業務従事者の構成(案)は以下の通り。なお、業務の内容及び工程を考慮の上、より適切な業務従事者の構成がある場合は、プロポーザルで提案すること。また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ・ 総括／土砂災害（2号）
- ・ 組織体制、法体系
- ・ 災害データ
- ・ リスク評価・マッピング（3号）
- ・ 都市計画、土地利用規制・開発計画
- ・ 災害予防・復旧・復興計画
- ・ 早期警報発令、リスク情報発信（3号、技術力重視）
- ・ 土砂災害の監視、予報システム

3. ブラジル国からの便宜供与

都市省内に8名程度が執務可能なスペース及び机等が準備される予定。同執務スペースは長期専門家及び短期専門家と共同で使用する。

また、各パイロット地域においても、3～4名が執務可能なスペース及び机等が準備される予定。

4. 配布資料

本案件詳細計画調査報告書(案)、「ブラジル国防災分野システムインフラ調査」(2013年)報告書概要、2014年2月に実施予定の研修のスケジュールの素案を配布する。

また、JICA図書館にある開発調査「イタジャイ河流域治水計画調査」(1986-1988年、1988-1990年)、開発調査「クバトン地域海岸山脈災害防止復旧計画調査」(1989-1991

年)を参照すること。

5. 現地再委託または現地雇人

必要に応じて、「災害データの収集、分析」についての現地再委託または現地雇人による作業を可能とする。コンサルタントの十分な指導管理の下で行うこと。

また、ブラジル側関係者及び長期専門家と十分に協議を行い、対象項目、業務の方法の確認を得てから実施すること。

現地再委託の場合は、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札による選定等）、価格競争への参加を想定している現地業者の候補者名及び現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

現地再委託の場合は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に基づき選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

6. 収集資料

業務終了時に、収集資料及びデータ並びにリスト一式（JICA 図書館の定型様式）を提出する。

7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ブラジル事務所から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方で活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

8. 通訳

必要に応じて複数名の通訳を備上可能とする。

以上

